

本部町農地利用最適化推進委員候補者募集要項

令和5年9月末で任期満了となる農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。

農地利用最適化推進委員は、地域や団体からの推薦、応募に基づき農業委員会が任命します。

農地利用最適化推進委員候補者の募集方法及び推薦方法については、次のとおりです。

1. 農地利用最適化推進委員の定数

定数 5人

担当する区域を以下の通りとして、区域毎に選任します。

担当区域	その他区の地域（行政区）	定数
第1区	瀬底、崎本部、健堅	1
第2区	大浜、谷茶・辺名地、大東山、伊並	1
第3区	伊豆味	1
第4区	渡久地、浜元地区、謝花	1
第5区	具志堅、新里、備瀬、豊川	1

2. 任期

令和5年10月1日以降～令和8年9月30日

3. 主な業務内容

担当する区域で、農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入者の促進などの推進)に向けて活動を行います。

- ①農業委員会総会における報告等（必要に応じて）
- ②地域計画策定に向けた目標地図の素案作成
- ③農業者等からの相談対応
- ④その他調査業務等、農業委員会が必要とする活動等

4. 身分及び報酬

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、報酬及び費用弁償を支給します。

委員	月額 10,000円（別途、予算の範囲内で加算額あり）
----	-----------------------------

5. 募集及び推薦の資格

委員の候補者として一般募集及び推薦を受ける者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町の一般職の職員でない者（町職員、会計任用職員等）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に該当する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有しない者
※また破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者は、推薦・応募の対象外となります。

6. 推薦と応募の方法

下記の該当する様式に必要な事項を記入のうえ、持参または郵送により提出してください。

尚、提出された書類については返却しませんので、ご了承ください。

(1) 提出書類

ア 推薦の場合

- ・本部町農地利用最適化推進委員候補者推薦書(個人用)【様式第1号】
→農業者2名以上で推薦する場合に提出
- ・本部町農地利用最適化推進委員候補者推薦書(団体用)【様式第2号】
→団体組織が推薦する場合に提出

イ 自らの応募の場合

- ・本部町農地利用最適化推進委員候補者応募書【様式第3号】

(2) 提出場所

〒905-0292 本部町字東5番地
本部町農業委員会事務局（役場2階：農林水産課内）
電話：0980-47-2412（直通）

※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方同時に推薦、応募することはできません。

7. 募集期間

令和5年6月1日(木)から令和5年7月14日(金)

※提出は、役場開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、郵送の場合による提出も可能です。(期限内に必着のこと)

8. 選任方法

本部町農業委員会の総会にて、提出された書類を基に、応募者及び被推薦者の評価を行い（必要に応じて面接等を行うことがあります）、農業委員会が委嘱します。

9. 選考の通知

選考結果は後日、書面で通知します。

10. 情報の公表

募集期間の中間時点（令和 5 年 6 月中旬）及び期間終了後（令和 5 年 7 月上旬）に本部町ホームページにおいて提出された書類を基に以下の内容を公表しますので、ご了承ください。ただし、生年月日、住所及び電話番号は公表しません。

(1) 個別情報

- ア 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- イ 推薦者（法人又は団体）の名称、代表者の氏名、活動の主たる目的、構成員の人数及び構成員の資格、要件等
- ウ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- エ 認定農業者であるか否かの別
- オ 推薦又は応募の理由

(2) 申込者全体の情報

被推薦者及び応募者の数及びそのうちの認定農業者の数

【お問い合わせ】

農業委員会事務局（役場 2 階：農林水産課内） TEL0980-47-2412